

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-1
処分の種類	食鳥処理の事業の許可の取消し等			
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第8条			
処分の概要	食鳥処理の事業の許可の取り消し、又は事業の停止命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第8条 (食鳥処理の事業の許可の取消し等) 第8条 都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 二 第5条第1項第1号、第3号又は第4号に該当するに至ったとき。 三 第36条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第5条 (許可の基準) 第5条 都道府県知事は、第3条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 二 第8条又は第9条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 三 成年被後見人 四 法人であって、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 都道府県知事は、第3条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。</p>			
基準の制定根拠	—			